

食品関連海外展開支援実施業務 仕様書

1 委託業務名

令和7年度 経商産振委第13号 食品関連海外展開支援実施業務

2 委託業務の目的

人口減少社会を迎え国内市場が縮小傾向にある中、新たな販路獲得のため海外展開が必要となっている。

本業務は、静岡県中部5市2町（静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町（以下、「中部5市2町」という））の事業者が、海外輸出を実施するうえで直面する課題に対して支援を行うことで、参加事業者が新たな販路を獲得し、かつ事業者の情報発信力、商品開発力及び販路開拓力を高めることを目的とする。

3 展開先について

日本の近隣かつ親日国である台湾に展開できるよう支援する。

4 委託期間

委託契約締結日から令和8年3月13日（金）まで

5 委託業務の概要

下記の（１）から（７）までの業務を実施する。

（１）募集業務

以下（２）から（６）までの業務に参加する事業者を中部5市2町から募集し、支援先を決定する。

（２）セミナー実施業務

最新の市場状況やトレンドが把握できるセミナーを実施する。

（３）テストマーケティング業務

台湾の飲食店でテストマーケティングを実施する。

（４）オンライン商談業務

台湾バイヤーとのオンライン商談を実施する。

（５）営業代行業務

参加事業者の代わりに、受託者が台湾のバイヤーに営業活動する。

（６）商品開発業務

台湾の食品関連事業者と中部5市2町の事業者による商品開発を実施する。

（７）フィードバック業務

上記（２）から（５）の業務について、参加事業者に対しフィードバックを行う。

6 業務の仕様

(1) 募集業務

- ア 対象者 中部5市2町に所在する食品関連事業者
- イ 募集数 15社程度
- ウ 募集方法 チラシ、HP、SNS等にて中部5市2町から広く募集する。
- エ 選考 海外展開の経験年数や輸出予定の商品の内容を鑑みて、委託者と協議し支援先を決定する（以下、支援事業者を「参加事業者」という）。
- オ その他 参加事業者に対し、以下（3）から（6）のうち、支援を受けたい業務を選択させること。なお、参加事業者が希望しない業務でも、受託者の経験上、支援することで商談成立が見込まれる業務がある場合は提案し、参加を促すこと。

(2) セミナー実施業務

- ア 対象者 上記（1）にて応募のあった食品関連事業者全て
- イ 回数 1回
- ウ 時期 令和7年7月末までに行うこと。
- エ 場所 静岡市内及びオンライン
- オ 内容 以下の内容が分かるセミナーを実施すること。その他は受託者が必要と考える内容を委託者に提案し、決定すること。
- ・貿易の基礎
 - ・輸出手続きの注意点
 - ・ネット等では入手できない最新の市場状況
 - ・言語障壁の解消方法
- カ その他 実施にあたっては事前に委託者と打ち合わせを行うこと。
- 当日不参加の者が後日オンライン視聴できるようにすること。

(3) テストマーケティング業務

- ア 期間 （2）の終了後から令和7年12月31日（水）までの間で1か月程度
- イ 商品数 30品以上
- ※テスト販売を行う1店舗につき1品と数える。
- 例）3店舗で3品→9品
- ウ 場所 その場で消費者の感想や反応を調査できる飲食店で実施する。
- エ 広報 テストマーケティングの周知を目的とした広報を以下の方法で実施する。
- ・紙媒体
 - ・WEB広告

	・現地メディアへのプレスリリース ・インフルエンサーの記事投稿 ・その他集客効果が見込める方法
カ 商品輸送	(ア) 輸出方法について 継続取引を見込み、商品はサンプル輸送ではなく、国内商社、台湾商社を利用した方法で台湾に輸出すること。その際に必要な手続きや商社との調整は受託者が行うこと。 (イ) 費用負担について 商品輸送に係る費用は受託者が負担すること。
キ その他	(ア) 商品買取について テストマーケティングに出品する商品は、テストマーケティング実施店舗か受託者の買取とする。ただし、テストマーケティング実施前にサンプルとして送る場合は、委託者と参加事業者と協議のうえ費用負担者を決定する。 (イ) 意見聴取について テストマーケティング先の来店客だけでなく、実施店舗や店舗バイヤーからも商品についての意見を聴取すること。 (イ) 他事業との連携について テストマーケティング実施時に、本市観光政策課所管の「台湾におけるティーツーリズム推進事業（仮称）」と連携し、台湾での情報発信を行うこと。 ※台湾にて茶農家による茶畑の魅力発信及び日本茶の体験を通じたティーツーリズムの促進を支援。本事業のテストマーケティング実施店舗でのパンフレット配布やメニューへの観光情報掲載依頼、メディア招聘やインフルエンサーの利用を想定している。
(4) オンライン商談業務	
ア 期 間	(2) の終了後から令和8年2月28日（土）まで
イ 商談件数	商談件数 20 件以上
ウ 商 談 先	台湾に所在する 300 社以上のバイヤーや食品関連事業者にメールや文書等での商談の提案を行うこと。
エ 支援内容	(ア) 書類作成時の支援について 商談に必要な必要書類の準備について、書類の書き方や中文への翻訳を支援すること。 (イ) 商談前の支援について 商談前に、商談先の台湾バイヤーに必要書類の提供、商品情報の

提供及びサンプルの提供を行うこと。

(ウ) 商談時の支援について

台湾バイヤー側に日本語話者がいない場合は、必ず通訳を付けること。

(エ) 商談後の支援について

商談後のフォローアップを行うこと。

(5) 営業代行業務

- ア 期 間 (2) の終了後から令和8年3月13日(金)まで
- イ 代行件数 12回以上
- ウ 支援内容 受託者にて狙いを定めた台湾バイヤーや食品関連事業者へ訪問、電話及びDM配信にて営業代行を行う。
- エ その他 営業代行の感触に応じて、参加事業者と台湾バイヤーや食品関連事業者との商談をセッティングすること。その際、参加事業者に対し、(4) オンライン商談業務と同程度の支援を行うこと。

(6) 共同商品開発業務

- ア 期 間 (2) の終了後から令和8年3月13日(金)まで
- イ 支援内容 台湾の製造業、小売業、卸売業等の事業者と参加事業者が共同で食品の商品開発を実施する。
- ウ 販 路 海外展開を支援する事業であるため、台湾での販売を目的とする。また、開発商品は(3)から(5)の業務の対象として差し支えない。
- エ その他 商品開発に係る費用は受託者にて負担するが、必要に応じて関係者間で協議し、負担者を決定すること。

(7) 販売戦略策定業務

- ア 期 間 (2) の終了後から令和8年3月13日(金)まで
- イ 支援内容 (2) から(5)の業務の進捗や結果から、参加事業者に対し、課題提起、改善提案、今後の戦略提案を行うこと。なお、商品の簡単なパッケージ改良やデザイン改良を行う場合、委託料の範囲内で行っても差し支えない。

7 報告書の提出

(1) 月報について

月報を提出すること。提出期日は翌月10日までとする。

(2) 完了報告書について

業務終了後、速やかに業務完了報告書を作成すること。なお、業務完了報告書には(1)から(7)の業務の実施内容や参加事業者ごとの結果についてまとめた資料を付すこと。

8 留意事項

- (1) 本業務の実施に際し、成果等の達成に向け効率的な業務遂行を図るとともに、委託者と十分な連絡調整を行い、円滑な実施を図ること。
- (2) 本業務の実施に基づくデータ及び成果品等に係る知的財産は、第三者に属する権利や企業情報漏洩等の問題が生じないことを前提に普く活用すること。
- (3) 本業務の実施にあたり、輸出先の規制を遵守して実施すること。なお、それらに反した場合、受託者が一切の責任において処理すること。
- (4) 本事業の実施にあたり必要な一切の経費は当初の契約金額に含むものとする。
- (5) 制作物の作成にあたり、使用素材を必要に応じて加工修正をする場合は、加工修正後の状態で使用素材の管理元の許諾を取ること。また、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」）が含まれる場合は、既存著作物等の仕様に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを受託者が行うものとする。なお、万が一著作権関係の紛争が生じた場合は、受託者においてその責を負うこと。
- (6) 人物画像を使用する際は、本人の承諾を得るか、識別が不可能な程度の加工修正を行うこと。また、掲載後の肖像権或いは個人情報に関わる問題が発生した場合は、受託者においてその責を負うこと。
- (7) 本業務の実施に際し、重大な瑕疵があった場合は、原因者において必要な措置を講じること。このため、受託者は責任の所在を明らかにするため、データの入手先や校正の記録、担当者等を記録しておくこと。
- (8) 受託者は各業務の各段階において必要に応じて委託者と協議すること。
- (9) 本業務の実施に際し、委託者の指示があった場合には、その指示に従い作業を進めるとともに、委託者は作業期間中、いつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。
- (10) 本事業において商品に関するトラブルが発生した場合は、参加事業者及び受託者が責任をもって対処すること。
- (11) その他、本仕様に定めのない事項については、その都度協議し対応を決定する。